

平成26年度
第6回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成26年9月10日開会

高松市農業委員会

平成26年度第6回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成26年9月10日（水）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 20人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 口起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 19番 藤原 正雄
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 無し

農業委員会事務局等出席者

農政課長	川西 好春
農地係長	多田 利浩
主任主事	稲井 稔
主任主事	豊島 俊治
主任主事	藤澤 英宣
主任主事	寺井 康弘

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）

議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）

議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）

議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第11号 非農地証明願について

議案第12号 農地改良に係る届出について

議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の
規定による開発計画に対する意見について

議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意
見について

議案第15号 鳥獣保護区の存続期間の更新及び指定に対する意見について

議案第16号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

報 告 農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農
業委員会会長許可専決処分について

議 長(農地部会長) ただ今から平成26年度第6回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は20人全員で、部会は成立しております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は6番木村委員、7番妻鹿委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃貸人が転用するため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請11番のとおりです。

2番は、賃貸人が転用するため、農地法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請12番のとおりです。

3番は、賃貸人が転用するため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請26番から29番までのとおりです。

4番は、賃貸人が農地を譲り渡すため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。譲渡しの内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請(所有権移転)7番のとおりです。

5番は、賃貸人が転用するため、公益財団法人香川県農地機構を介した農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請35番のとおりです。

6番は、賃借人が労力不足のため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

7番は、賃借人が労力不足のため、農地法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

8番と9番は、賃借人が労力不足のため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書3ページをお開きください。

1番は、貸人が自ら耕作及び転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請15番のとおりです。

2番と3番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請16番のとおりです。

4番も、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請8番及び同法第5条第1項の規定による許可申請22番のとおりです。

5番と6番は、借人が労力不足となったため返還したものです

7番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請47番のとおりです。

8番は、借人が労力不足となったため返還したものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について9件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について8件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書4ページをお開きください。

本件は、平成26年5月20日付けで賃貸共同住宅用地として転用申請していましたが、転用計画を廃止するため許可申請の取下願が提出されたものです。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」の声有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定

による許可申請の取下願については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

本件は、平成25年12月20日付けで露天駐車場用地として転用許可を受けていましたが、転用計画を廃止することになり、許可の取消願が提出されたものです。

なお、取消後は引き続き農地として利用します。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」の声有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取消願については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書6ページをお開きください。

本件は、平成26年6月26日付けで露天貸駐車場用地として転用許可を受けていましたが、駐車場を拡張することになり、これに伴い工事期間を延長するため変更申請が提出されたものです。農地法第4条第1項の規定による許可申請2番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」の声有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを

議題といたします。

特別現地調査については、件数が多いことから昨日9日に実施いたしました。現地調査委員を代表して木村委員より御説明をお願いいたします。

木村委員 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

今回の特別現地調査委員は、高砂部会長を始め妻鹿委員、小山委員と私、木村の4名でした。それでは、別紙の第4条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立古高松南小学校南南東800メートルに在り、発電出力146.4キロワット、パネル1枚の面積約1.61平方メートルを552枚、7基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は農業用水の取水が困難で耕作条件が悪いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

1番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和53年7月に建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が381.44平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、露天貸駐車場・道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請1番に関連しています。

3番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は露天車両置場・車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成17年1月に造成及び建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が548.15平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

8ページをお開きください。

7番は、申請者が経営する法人の資材置場が不足しているため、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に近接する農地を転用して貸し付けるもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

8番の1は、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地への進入路用地として転用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分

については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和49年ごろから進入路として利用中ですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

8番の2は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和58年4月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が214.87平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は国道11号線沿いで交通の利便性が良く、駐車場の需要が多く見込める地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成8年ごろに納屋を建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が571平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番も、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和57年8月ごろに住宅を建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が559.76平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

12番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを210枚、3基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は遠隔地に居住し、管理・耕作が困難であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も

受け転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9ページをお開きください。

13番は、納屋・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成25年10月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が133平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

14番は、露天貸駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年10月ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が1,181平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和54年10月ごろから平成4年4月ごろにかけて住宅・納屋・車庫を建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が601.53平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、敷地面積の合計が1,000平方メートルを超えますが、超過面積が133.53平方メートルで、農業上利用しがたい過小残地であり問題有りません。

16番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和58年ごろに納屋を建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が649.34平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について15件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いよ

うでありますので、議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書10ページをお開きください。

本件は、平成26年7月30日付けで宅地拡張用地として転用許可を受けていましたが、分筆線に誤りがあり、許可地の一部について転用計画を廃止することになり、許可の取消願が提出されたものです。

なお、取消後は引き続き農地として利用します。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して1番から4番までを木村委員、5番以降を小山委員より御説明をお願いいたします。

木村委員 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

別紙の第5条特別議案書1ページをお開きください。

1番の申請地は、高松市立桜町中学校東900メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地

は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立木太中学校南500メートルに在り、分譲マンション用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松大学東400メートルに在り、事業拡大のため利用中の駐車場に工場を新設することに伴い、その代替として不足する従業員用の露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は高松市道を挟み事業所の西側に位置し利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、香川大学工学部北150メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は教育施設・商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知2番と3番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

小山委員 5番からは、木村委員に代わって私の方から説明申しあげます。

2ページをお開きください。

5番の申請地は、高松市立三溪小学校南2.3キロメートルに在り、建設残土による農地造成用地として、平成26年10月1日から27年10月30日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、谷筋沿いに段々で連なる農地の嵩上げ整地を行い、農業機械が道路から容易に進入できるよう改良するもので、耕作の利便性向上が見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、隣接農地は所有者の農地のみで、農地造成完了後は高松市三谷土地改良区がその状態を引き継ぎ、「集落営農推進生産基盤整備事業」による土地改良事業を施行するもので、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

6番の申請地は、高松市立大野小学校北隣に在り、大野地区の二つの保育所を統合し、現大野東保育所の敷地を拡張して保育所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用学校用地等が2,836平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

7番の申請地は、JR高松貨物ターミナル駅西100メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し周辺は商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成25年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が18平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

8番の申請地は、高松市香西出張所北西1.5キロメートルに在り、発電出力100キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを420枚、10基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は両側を小高い宅地に挟まれた低湿地で耕作に不向きなことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用原野が8.77平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3ページをお開きください。

9番の申請地は、高松市国分寺支所南1キロメートルに在り、発電出力250キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを1,106枚、12基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

10番の申請地は、高松市立十河小学校南西150メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近く、周辺は教育施設や商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が13.19平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

11番の申請地は、高松市立十河小学校西隣に在り、コンビニエンスストアとして利用するための貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に面し交通量が多く、周辺は商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み集客が見込まれる地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が60.83平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案11件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを

議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書11ページをお開きください。

1番は、四国地方整備局香川河川国道事務所発注の国道舗装工事受注に伴い、工事用車両、機械及び資材を置くための露天資材置場用地として平成26年7月23日から27年3月1日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、一時転用後の農地復元が確実に認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、既に造成済みですが、公共事業関連であることから、転用許可申請の必要性が無いものと誤認し、事前に造成工事を済ませたもので、始末書も差し入れており、やむを得ないものと考えます。

3番は、義父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が231.73平方メートルあります。

4番は、美容院を開業する子への貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

12ページをお開きください。

5番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、大工として独立開業するため事業用の露天資材置場・駐車場・事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、

申請者の居住地に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13ページを御覧ください。

12番は、現在、賃借している駐車場を返還しなければならないことから、それに代わる露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知2番に関連しています。

13番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、周辺農業者のための水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和50年ごろに工事を行っていますが、土地改良事業として事業認定を受けていないことから、今後、地元改良区が維持管理するため申請があったもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、妻の実家に近接し閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

14ページをお開きください。

17番は、子所有の農地を使用貸借にて借り受けて、発電出力29.7キロワット、パネル1枚の面積約1.92平方メートルを102枚、5基の太陽光発電設備及び納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15ページを御覧ください。

20番は、川東保育所の老朽化に伴い川東幼稚園の隣接地を取得し、幼稚園・保育所の敷地拡張用地として一体利用するため転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現幼稚園の隣接地を敷地拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用学校用地等が2,924.98平方メートル有ります。

21番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し用途地域から50メートルと近く、近隣には教育施設・医療施設・大型商業施設等が整い、宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

22番は、母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、近隣には大型商業施設等も整い住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

23番は、古民家を買取り、申請者が経営する法人のゲストハウスとして利用するに当たり、敷地内に駐車スペースが取れないことから、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の隣接地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできおり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,195.00平方メートル有ります。

24番は、母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、近隣には教育施設・コミュニティーセンター等の公共施設が整い住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできおり、被害防除措置も適切であると考えます。

25番は、祖父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、祖父・両親の老後の世話、農作業の手伝いがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできおり、被害防除措置も適切であると考えます。

16ページをお開きください。

26番から29番までは、同一所有者の農地を借り受けて、それぞれ違う目的で転用申請するものです。

まず、26番は、祖母所有の農地を使用貸借にて借受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、祖母・親の老後の世話、家業の手伝いがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知3番に関連しています。

27番は、転用事業者である法人の役員でもある所有者の農地を使用貸借にて借り受け、露天駐車場・倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、事業所敷地に隣接しており、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成25年11月ごろに建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知3番に関連しています。併せて無断転用の解消を図るものです。

28番は、26番と27番の申請地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成25年11月ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知3番に関連しています。併せて無断転用の解消を図るものです。

29番は、母所有の農地を使用貸借にて借受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、家業である法人の代表取締役をしており、事務所からも近く、利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知3番に関連しています。

30番は、近年、市内での事業量増加に伴い事務所敷地内の資材置場が手狭となったことから、法人の代表者所有の農地を賃借にて借り受けて、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、事業所近隣の主要地方道沿線に在り、資材の運搬が容易で利便性が良いことから、転用理由と農地区分については

適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17ページを御覧ください。

31番は、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線の沿線に在り通行量が多く、近隣に類似の店舗が無く需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,042.23平方メートル有ります。

32番は、農地への進入路が狭く道路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、道路の拡幅であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成25年4月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

33番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成18年12月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が675.39平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

34番は、隣接地に葬祭会館を建築中ですが、敷地内に駐車スペースが取れないことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、葬祭会館に隣接し来客者等の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

35番は、義父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内に在る第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、所有農地のすべてが土地改良事業施行区域内に在る農地であり、申請地のみが集落に接続し利便性が良いことから不許可の例外に該当す

るもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、土地改良事業施行区域の縁辺部に在り、集団的に存する農地を蚕食・分断することなく、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知5番に関連しています。

36番も、祖母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、両親の老後の世話、農作業の手伝いがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

37番は、介護施設を経営する社会福祉法人が、現在、駐車場として利用している敷地に新たな介護施設を建築するに当たり、敷地内で駐車スペースが確保できなくなることから、隣接する申請地を取得して、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、介護施設に隣接し施設利用者等に便利であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

38番は、事業量の増加に伴い資材置場が手狭となり、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、事業所に隣接し市道の沿線に在り資材の運搬が容易で利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18ページをお開きください。

39番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、教育施設・医療施設・コミュニティーセンター等の公共施設が整い住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

42番は、露天駐輪場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

43番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

44番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19ページを御覧ください。

45番は、障害者自立支援施設として小規模作業所を建築するための福祉施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道32号線、主要地方道国分寺中通線からのアクセスも良く、自家用車で通所が容易で、閑静な地域に在り施設利用者には適地であると認められることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

47番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し用途地域から200メートルと近く、教育施設・大型商業施設等が整い住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

なお、転用面積が500平方メートルを超えていますが、超過面積が8平方メートルで、農業上利用しがたい過小残地であり問題ありません。

48番は、現住宅敷地内に駐車スペースを確保することができないことから、非農家の宅地拡張用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に隣接して宅地拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が395.54平方メートル有ります。

49番は、祖父所有の住宅に居住するに当たり、駐車スペースが確保できないことから、祖父所有の農地を使用貸借にて借受けて、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅に隣接して利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできしており、被害防除措置も適切であると考えます。

20ページをお開きください。

52番は、祖父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内に在る第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、所有農地のすべてが土地改良事業施行区域内に在る農地であり、集落に接続し利便性が良く不許可の例外に該当するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、土地改良事業施行区域の縁辺部に在り、集团的に存する農地を蚕食・分断することもなく、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

53番は、現住宅の老朽化に伴い建替えを行う必要があることから、夫所有の農地を使用貸借にて借受けて、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、建替えのための拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地の関係者との調整もできしており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が388.06平方メートル有ります。

54番は、祖父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し、祖父母・両親の老後の世話、家業の手伝いがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、

被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案43件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権について御説明申し上げます。

議案書21ページをお開きください。

1番は、譲渡人が資金を必要とするため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件はすべて満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、遺贈により譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

3番は、譲渡人が高齢化により経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はハッサクを栽培するものです。

4番も、譲渡人が兼業・高齢化により経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹・ショウガを栽培するものです。

5番も、譲渡人が兼業により経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

6番は、経営規模の拡大を希望する譲受人の希望により譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

22ページをお開きください。

7番と8番は、譲渡人が高齢化により経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。7番については、農地法第18条第6項の規定による通知4番に関連しています。

9番は、土地整形のため譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

10番は、譲渡人が労働不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、貸借権等について御説明申しあげます。

議案書23ページをお開きください。

本件は、経営移譲年金受給のため後継者へ使用貸借による権利の再設定を行うもので、引き続き水稻を作付けするものです。貸借期間は20年となっています。

以上、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権移転）10件、農地法第3条第1項の規定による許可申請（貸借権等）1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第11号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第11号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書24ページをお開きください。

1番は、平成5年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、事務処理要領の非農地認定基準「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

2番は、昭和40年ごろから水路として利用しているもので、事務処理要領の非農地認定基準「耕作の事業を行うものが、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するものです。

3番から25ページの7番までは、隣接するひとかたまりの農地であるため、まとめて御説明いたします。いずれも平成2年12月ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、事務処理要領の非農地認定基準「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

8番も、昭和49年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、同じく事務処理要領の非農地認定基準「耕作

不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第11号 非農地証明願について8件、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 農地改良に係る届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第12号 農地改良に係る届出について御説明申しあげます。

議案書26ページをお開きください。

本件は、不整形で段差のある4筆の農地の最下段に高さ3メートルを石積みし、その上部と両側面に花崗土による高さ2.25メートルから5.25メートルで勾配45度の土羽法面を施工するとともに、内部は良質花崗土を最大8.25メートル盛土し1枚の農地として、水稻栽培の作業効率の向上と収穫量の増加を目指すものです。

以上、議案第12号 農地改良に係る届出について1件、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号 農地改良に係る届出については、受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号 農地改良に係る届出については、受理することに決定いたしました。

次に、議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

平成26年8月18日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。これは、平成26年8月12日付けで牟礼町の採石事業者から香川県知事宛に、採石事業実施のため土地開発行為変更協議書が提出されたことに伴うものです。

土地開発行為を行う土地の所在は、牟礼町牟礼字北山田地区の採石場で、協議者は2

社であります。

開発計画内容は、地目山林について、土工として切土の施工、防災施設として沈砂池の設置、植栽工を計画しているものですが、今回の土地開発行為変更協議の主たる目的は、開発期間の延長であり、完了日を平成26年10月19日から平成29年10月19日に変更するものです。

現地調査を平成26年8月28日に牟礼地区担当農業委員と地区担当職員で実施しました結果、採石場周辺及び裾野にも農地が無いため、問題無いと判断しましたので、高松市長宛には「特に無し」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第13号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり決定し回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画変更認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

平成26年8月21日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会がありました。これは、平成26年8月12日付けで牟礼町の採石事業者から香川県知事宛に採取計画認可申請書が提出されたことに伴うものです。

土石の採取場は、牟礼町牟礼字北山田地区の採石場で、申請者は2社であります。

土石の採取場及び申請者は平成23年10月に回答したものと同じですが、採取する岩石の数量が増えたため、採取期間を延長するものです。

8月28日に牟礼地区担当農業委員と地区担当職員で、沈砂池、掘削場所及び排水方向等を現地調査した結果、採石場の周辺及び裾野に農地が無いことを確認いたしましたので、高松市長宛には「特に無し」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いよ

うでありますので、議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見については、原案のとおり決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第14号については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第15号 鳥獣保護区の存続期間の更新及び指定に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案15号 鳥獣保護区の存続期間の更新及び指定に対する意見について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

平成26年8月12日付けで香川県環境森林部長から五色台鳥獣保護区及び鷹の山鳥獣保護区の存続期間の更新、並びに阿弥陀越鳥獣保護区阿弥陀越特別保護地区の指定に対する意見照会がありました。

1ページ・2ページ・4ページ・5ページを御覧ください。

香川県では平成16年11月15日に五色台鳥獣保護区及び鷹の山鳥獣保護区を指定しましたが、ともに本年11月14日に存続期間が満了することから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、36年11月14日まで存続期間の更新を行うものです。

次に7ページ・8ページを御覧ください。

特別保護地区は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域であり、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること、水面の埋立て、又は干拓すること及び木竹を伐採する行為を行う場合は、許可が必要とされています。

阿弥陀越鳥獣保護区阿弥陀越特別保護地区は、五色台鳥獣保護区の区域内で指定されていますが、同じく本年11月14日に存続期間が満了することから、同法の規定に基づき、再度指定を行うものです。

なお、鳥獣保護区の場合の存続期間の更新と異なり再度の指定となっていますが、香川県みどり保全課に確認したところ、特別保護地区については、制度上指定又は変更の規定しかないため、指定に対する意見照会となっているとのことです。

五色台鳥獣保護区、鷹の山鳥獣保護区及び阿弥陀越鳥獣保護区阿弥陀越特別保護地区の区域につきましては、2ページ・5ページ・8ページのとおりで、第6地区部会・第7地区部会の区域に在ります。

3ページ・6ページ・9ページを御覧ください。

両地区部会における協議の結果、第1点目の賛否に対しては、それぞれ賛成といたしますが、第2点目の意見の要旨としましては、いずれも「鳥獣保護の観点からは概ね賛成せざるを得ないが、当該区域内においては、農作物等への甚大な被害が発生している

ことから、県においても、関係法令の規定に基づき厳正に対処することに積極的な協力・助言をお願いするものです」という内容で意見が整ったものです。

以上、議案15号 鳥獣保護区の存続期間の更新及び指定に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

富本委員 議長——13番。

議 長 13番——富本委員。

富本委員 鳥獣保護区というのは動物を殺傷することができない区域ということですね。しかし、その一方でイノシシ等による農作物被害が発生して、地元の農家は困っている状況にあると思うのですが。

寺井主任主事 鳥獣保護区では狩猟等による鳥獣の捕獲が禁止されますが、いわゆる趣味としての狩猟が禁止されているもので、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止目的で行う有害鳥獣捕獲については、市の許可を受けた上で行うことは可能となっています。

富本委員 農作物の被害を受けている場合は、許可を受ければ捕獲することができるわけですね。

川西農政課長 本市では、鳥獣捕獲許可を受けた猟友会に対し農家等から有害鳥獣の捕獲依頼を行うという形で捕獲が実施されています。

なお、根拠法である鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律は、本年5月に一部改正が行われ、平成27年5月に施行されることになっています。法改正の目的といたしましては、有害鳥獣を捕獲してもなかなか数が減少しない状況にあるため、鳥獣の保護とともに鳥獣の管理を法律の目的に加えることになりました。これは、鳥獣の生息数を適正な水準に減少させるということであり、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を明確に位置付けたものになりますので、回答意見の中に「県の積極的な協力・助言をお願いする」という文言を入れさせていただいたわけです。

富本委員 わかりました。

議 長 他に御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第15号 鳥獣保護区の存続期間の更新及び指定に対する意見については、原案のとおり決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第15号については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第16号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 議案第16号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説

明申しあげます。

資料4を御覧ください。

平成26年9月3日付けで高松市長から高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議をいただいたところ、問題の無い旨の報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

まず、農用地区域からの除外内容につきましては、2ページからの総括表を御覧ください。各ページに対象地番及び除外後の用途が記載されており、最後の4ページに除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端の合計欄のとおり、今回の除外申請の件数合計が64件、合計面積が51,905.06平方メートルとなっております。

次に、農用地区域への編入につきまして5ページを御覧ください。変更申請者は、現に農用地区域内にある土地と一体的な保全整備を行い、農業振興に寄与しようとするため申請したもので、件数合計が3件、合計面積が10,693.30平方メートルとなっております。

以上、議案第16号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第16号については、異議のない旨意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第16号については、異議のない旨意見決定し回答することにいたしました。

次に報告として、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について御報告申しあげます。

資料5を御覧ください。

毎月の農地部会で御審議いただいた案件について、当月の22日に開催される香川県農業会議へ諮問し、許可相当との答申をいただいたものについて、平成26年8月11日から同年9月9日までに会長専決により許可書を発行したものであります。

まず、許可件数ですが、7月以前の農地部会議決分といたしまして4条は無く、5条が2件、8月議決分といたしまして4条が17件、5条が27件、合計で4条が17件、5条が29件です。許可保留件数につきましては、7月以前の農地部会議決分としまして4条は無く、5条が3件、8月議決分といたしまして4条は無く、5条が3件、合計で5条が6件です。取下げにつきましては、7月以前の議決分の4条で1件ありました。

次に、許可保留及び取下げの内容について御説明申しあげます。

2ページを御覧ください。

4条関係につきまして、6月議決分の11番が先ほど御審議いただいた案件で、転用計画の廃止により取下げとなっております。

3ページを御覧ください。

5条関係につきまして、8月議決分の12番が開発許可未了で許可保留になっております。

4ページを御覧ください。

28番が開発許可及び直近事業造成工事未了で、29番が開発許可未了で許可保留になっております。

5ページを御覧ください。

4月議決分の21番、5月議決分の35番、7月議決分の40番が開発許可未了で許可保留になっております。

以上で今月の専決処分についての報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で報告を終わります。

以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。

これで平成26年度第6回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後3時52分 閉会

会 長

議事録署名委員
部 会 長

委 員

委 員